

栃木·山梨·青森·岐阜·富山·滋賀·京都·岡山·山口·島根·鳥取·香川·徳島·高知·新潟·岩手·石川·長野·福井·沖縄

全国 歯報 報2021.5 88号

第88 回通常組合会

新型コロナウイルス感染症の影響による、 第88回通常組合会中止について



およそ2ヵ月半に及んだ2度目の首都圏1都3県の緊急事態宣言は3月21日 に解除されたものの、感染者数は横ばいの状態が続いており、先行きが不透明

従って、この現状を鑑み、第88回通常組合会は前回の第87回と同様に中止 としました。

所轄官庁である栃木県よりの指導を受け、議決事項である議案については、 3月9日 (火) に開催された第3回理事会 (WEB 会議) の議決を理事の専決処 分として対応しました。

その結果を栃木県知事の認可を得たのち、国民健康保険法により、次回 7月18日(日)開催予定の第89回通常組合会において、第87回通常組合会と 併せて報告することといたします。

> 令和3年3月25日 理事長 三塚 憲二



令和2年度第3回理事会(WEB会議)の様子

※令和3年3月末時点の内容です

第1号議案 令和3年度保険料賦課額(案) について議決を求める件

- 1. 基礎賦課額(所得割)(案)について据え置きとしたい。
- 2. 基礎賦課額(均等割)(案)について据え置きとしたい。
- 3. 後期高齢者支援金等賦課額(案) について据え置きとしたい。
- 4. 介護納付金賦課額(案) について据え置きとしたい。
- 5. 後期高齢者賦課額(案) について据え置きとしたい。

第2号議案 令和3年度事業計画(案) について議決を求める件

I 概況

昨年4月に続き、政府による2度目の緊急事態宣言が発出された。遅きに失した感と全体的に慣れからか、 緩い印象は拭えないが、このところの一人ひとりの対策により、感染者数は少しずつ確実に減少の方向に向かい、 収束傾向を維持できている現状にあるが、再び感染が拡大に転じないよう十分注意する必要がある。

昨年12月21日「令和3年度政府予算案」が閣議決定され、一般会計歳出総額106兆6097億円となり、 社会保障費が新型コロナウイルス対策費用の増加で9年連続過去最高の予算規模になった。

予算案では、新型コロナウイルス感染症から国民の命・雇用・生活を守り、「新たな日常」を支える社会保 障を構築していくため、「ウィズコロナ時代に対応した保健・医療・介護の構築」、「雇用就業機会の確保」、「新 たな日常の下での生活支援 | を重点項目としている。また、ポストコロナ時代を見据えて、全分野におけるデジ タル化を重点的に推進することも掲げられている。

令和3年度厚生労働省予算案における重点事項

新型コロナウイルス感染症から国民のいのち・雇用・生活を守り、「新たな日常」を支える社会保障を構 築していくため、令和2年度第三次補正予算と合わせて、以下を柱とした切れ目のない予算措置を行う。

新型コロナウイルス感染症から国民のいのちや生活を守る

ウィズコロナ時代に対応した社会保障

ポストコロナ時代を見据えて、全分野におけるデジタル化を重点的に推進 ウィズコロナ時代に対応した保健・医療・介護の構築

第三次補正予算での対応

- 新型コロナウイルス感染症の感 染拡大防止
- 医療機関や福祉施設等における感染拡 大防止対策の支援
- 検査体制の充実、ワクチン接種体制等 の整備
- 国際保健等への貢献
- ポストコロナに向けた経済構造 転換・好循環の実現
- 雇用調整助成金による雇用維持の取組
- 在籍型出向の活用による雇用維持等/ の支援
- 個人向け緊急小口資全の特別貸付等の 各種支援
- 待機児童解消に向けた保育の受け皿整
- 不妊治療の助成の拡充
- 全ゲノム解析等の研究開発推進
- デジタル改革の実現 等
- 防災・減災、国土強靱化の推進な
- 水道施設の耐災害性強化対策等
- ど安全・安心の確保
- 医療施設、社会福祉施設等の防災対策

- 感染防止に配慮した医療・福祉サービスの確保
- PCR検査・抗原検査等の検査体制の充実、水際対策の推進、ワクチン・治療薬の開発、接種体制の構築
- 保健所等の機能強化、感染症対策関係システムの機能強化
- 感染拡大防止に向けた研究開発の推進
- 地域医療構想の推進等による柔軟かつ持続可能な医療提供体制の構築
- 地域包括ケアシステムの構築、認知症施策の推進、介護の受け皿整備
- 予防・健康づくり、オンライン資格確認等を基盤とするデータヘルス改革、全ゲノム解析等実行計画の推進
 - 科学技術・イノベーションの推進、水道の基盤強化

雇用就業機会の確保

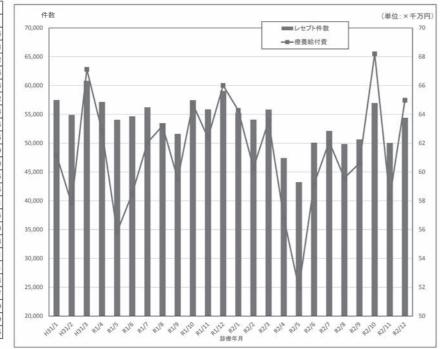
- 雇用調整助成金等による雇用維持の取組の支援、在籍型出向の活用による雇用維持等への支援
- 業種・地域・職種を越えた再就職等の促進
- 派遣労働者など非正規雇用労働者の再就職支援、新規学卒者等への就職支援
- 医療介護福祉保育等分野への就職支援
- 就職氷河期世代・高齢者・女性・障害者・外国人などの就業等の支援
- 男性の育児休業取得の促進
- 「新しい働き方」に対応した良質なテレワークの定着
- 最低賃金・賃金の引上げに向けた生産性向上等の推進、雇用形態に関わらない公正な待遇確保

- 「新子育て安心プラン」をはじめとした子どもを産み育てやすい環境づくりの推進
- 児童虐待防止対策・社会的養育の推進
- 不妊症・不育症に対する総合的支援、産後ケア事業等の母子保健医療対策の推進、ひとり親家庭等の自立支援
- 地域共生社会の実現に向けた重層的支援体制の整備
- 生活困窮者等への住まい確保・定着支援、住居確保給付金の支給等
- 自殺総合対策の推進、成年後見制度の利用促進
- 障害児・者支援、依存症対策の推進 ■ 戦没者遺骨収集等の推進

医療費をみると、新型コロナウイルス感染症の影響による受診控えが一定程度続くと見込んだことなどから、 前年度当初予算を下回って計上されている。当組合の令和2年の療養給付費・支給件数からみても同様な受 診控えがみられ、組合員の健康保持・管理の不安が払拭されない。

全国歯科医師国民健康保険組合 療養給付費の状況 (月別)

	νt	レセプト		療養給付費	
診療月	件数	前年伸び率	給付費	前年伸び率	
H31/1	57, 488	7, 58	611, 850, 279	8.66	
H31/2	54, 906	3, 50	577, 884, 014	▲ 0.14	
H31/3	60, 825	▲ 0.94	671, 291, 215	▲ 0.62	
R1/4	57, 157	4.78	628, 611, 875	6.06	
R1/5	54, 050	▲ 0.66	558, 373, 930	▲ 4.16	
R1/6	54, 658	3, 50	585, 040, 012	0.72	
R1/7	56, 221	6.32	620, 327, 233	4. 93	
R1/8	53, 489	2. 17	632, 083, 245	3. 45	
R1/9	51, 604	5, 50	595, 048, 686	8, 75	
R1/10	57, 473	2.05	647, 144, 173	5. 29	
R1/11	55, 863	0.73	623, 733, 144	1.50	
R1/12	59, 074	7.04	660, 044, 990	7. 08	
R2/1	55, 268	▲ 3,86	642, 757, 390	5. 05	
R2/2	54, 081	▲ 1.50	602, 797, 162	4. 31	
R2/3	55, 840	▲ 8.20	635, 403, 882	▲ 5.35	
R2/4	47, 421	▲ 17.03	568, 263, 464	▲ 9.60	
R2/5	43, 245	▲ 19.99	519, 422, 621	▲ 6.98	
R2/6	50, 082	▲ 8,37	591, 518, 225	1.11	
R2/7	52, 129	▲ 7.28	620, 983, 834	0.11	
R2/8	49, 863	▲ 6.78	595, 790, 623	▲ 5.74	
R2/9	50, 650	▲ 1.85	606, 147, 139	1.87	
R2/10	56, 976	▲ 0.86	682, 004, 647	5. 39	
R2/11	50, 043	▲ 10.42	582, 000, 617	▲ 6.69	
R2/12	54, 397	▲ 7.92	3649, 819, 752	▲ 1.55	



また、昨年の第1回目の緊急事態宣言前後では、保健事業の実施について「少なくとも緊急事態宣言の期間においては行わない」、「実施を控える」としており、宣言の解除後も「関係者や実施機関等と適宜相談の上で実施する」とされており、特定健診・特定保健指導、がん検診についても思うように実施できなかった現状もある。コロナ禍においても健診・検診の重要性は変わらないわけで、「三密」を避けながらの保健事業の実施について関係機関との工夫を凝らしながらの事業展開の必要性が必至である。

昨年度から全世代型社会保障改革が始まった。しかしながら新型コロナウイルス感染症対策という大きな課題があり滞っている。当組合もウィズコロナ、ポストコロナ時代に適応した組合運営に積極的に取り組む姿勢で令和3年度は臨む。

Ⅱ 事業運営の方針

令和3年度の当組合は、ウイズコロナ・ポストコロナ時代を見据え、健全なる組合運営を図るため、更なるI CT活用による機構改革及びコロナ禍での組合員の疾病予防と健康づくりの推進を進める。

本年度は2年度と同様、国庫補助率30.0%組合(令和4年度まで)であり、安定した財政運営が図られる目途が立っている点と、新型コロナウイルス感染症対応で組合員が疲弊している状況を鑑み、保険料等の見直しは行わず据え置きとして、事業展開を図る。

また、「新たな日常」の下、感染症対策、働き方改革と関連し、ICT活用による機構改革を進め、オンライン会議、テレワークを活用し効率化と安全性を図る。基幹システムについては、コスト削減、自然災害等によるデータ喪失と業務継続へのリスク解消のため、政府も提唱するクラウド化に向けた準備を進めたい。

国庫補助率 30.0%は令和 4 年度で終了する。5 年度以降の補助率を決定するため、国は本年度に所得調査を行うとされており、その対応に取り組む。

また、本年度は被保険者番号に枝番の付いた被保険者証の更新を行う。

次に、保健事業については、新型コロナウイルス感染症拡大の中において、疾病予防・健康づくり施策は健康増進のため、より重要な役割を呈している。そのような観点に立ち、更に保険者努力支援制度を用いてのインセンティブ強化を進める。

特定健診・特定保健指導は引き続きセット券の活用を行い、低迷している特定保健指導についてはICTを

活用し充実を図り、がん検診とともに促進を行う。

令和2年度から、3種組合員・3種家族を対象とし開始した歯科健診は、本年度より1種家族・2種組合員・2種家族を対象者に追加し健診を行う。また、これら保健事業の分析・考察等を行い将来の健康づくりの展望に繋げるために専門知識者を医療分析アドバイザーに迎える。

これらの予防・健康づくりインセンティブの更なる強化と、特別支部運営費のインセンティブ分配も併せて行うが、インセンティブ分配については本年度の結果を踏まえ、評価基準の見直しも図りたい。

令和2年度は新型コロナウイルス感染症への対応として、保険料減免措置と傷病手当金支給を行った。本年度も引き続き対応を図る。

従って、本年度も感染症対応の中での厳しい組合運営となるが、「新たな日常」下での組合員の疾病予防と健康づくりを着実に進めるとともに安定した持続可能な組合組織の在り方を求め、更に健全な運営を図る年度としたい。

Ⅲ 実施事業

※令和3年度の保険料賦課額、保険料賦課額の免除、療養給付費等の支給、保健事業の詳細については、 申請方法と合わせ p.13より詳しくお知らせします

1. 保健事業

(1) 糖尿病性腎症重症化予防事業

糖尿病性腎症重症化予防プログラムに係る対象者(空腹時血糖 126mg /dl以上又は HbA1c6.5 %以上)を抽出し、糖尿病受療歴がない者に受診勧奨を行う。

(2) 歯科健診

歯科健診の対象者は、本年度は1種組合員を除く被保険者(家族は健診時18歳以上)とし、 健診を実施する医療機関は原則的として、雇用される1種組合員(1種家族は組合員)の診療 所とする。

実施医療機関(1種組合員)に支給する歯科健診文書料及び指導料の額は、受診者1名につき 1,000 円とする。

(3) 医療分析の実施

専門的な知識を有する者による被保険者の医療費分析を行い、医療費の削減を図る。

2. レセプト点検の実施

連合会で行うレセプト点検に加え、組合独自で高額医療レセプト点検を実施し適正な療養給付費の給付を行うとともに、費用対効果の効率化に努める。

3. 広報活動

- (1) 組合報の発行
- (2) ホームページの活用

全国歯報/組合会

4. 被保険者証の更新

被保険者証の一斉更新を実施する。(令和3年8月1日交付) また、被保険者番号を個人単位化するため被保険者証に枝番を追加する。

5. 所得調査の実施

国民健康保険組合の被保険者に係る地方税法の規定による市区町村民税の課税標準額の調査の実施。

IV 事務処理の適正化と効率化

医療制度を取り巻く環境が大きく変動する中で、特に国保組合は国庫補助制度の見直しが実施され、 国庫補助が段階的に引き下げられるなど、事業運営にも大きな影響がでることとなる。

このような状況を踏まえ、実施事業の見直し及び事務処理の見直し等事務処理の効率化に努める。 また、国の進める押印廃止を踏まえ、当組合の押印を求める手続の見直しについて、適切に対応していくと共に、基幹システムのクラウド化に向けた準備を進める。

V 事務研修会の開催

支部事務所職員対象の研修会

医療保険制度の転換期にあることを踏まえ、毎年のように見直される制度への対応及び適正な事務処理と効率化に資するために事務研修会及びICTを利用した毎月のオンライン実務打合せを開催する。

VI コンプライアンス研修会の開催及び健康づくり推進部会の開催

法令遵守(コンプライアンス)のための実践計画に基づき、研修会を開催する。 各支部の健康づくり計画の共有化を図るために、健康づくり推進部会を開催する。

WI 諸会議及び研修会等の開催及び出席

組合会、理事会、常務会、監事会、委員会等の諸会議の開催とともに関係団体の諸会議への出席並 びに諸研修会に参加する。

Ⅲ 各種関係団体との連携

全国国民健康保険組合協会及び全国歯科医師国民健康保険組合連合会などの関係団体との連携により適切な情報収集等を行い、組合運営の円滑化、効率化に努める。

第3号議案 令和3年度歳入歳出予算(案) について議決を求める件

令和3年度収支予算額は、総額19,312,144千円を計上した。(前年度比1.39%減)

令和3年度 歲入歲出予算書総括表

歳入 (単位:千円)

款	本年度予算額	前年度予算額	比較
1. 国民健康保険料	12,571,950	12,689,820	-117,870
2. 使用料及び手数料	1	1	0
3. 国庫支出金	3,948,523	4,138,046	-189,523
4. 前期高齢者交付金	2	2	0
5. 共同事業交付金	263,792	240,465	23,327
6. 財 産 収 入	9,421	15,294	-5,873
7. 繰 入 金	18,406	7	18,399
8. 繰 越 金	2,500,000	2,500,000	0
9. 諸 収 入	49	44	5
歳入合計	19,312,144	19,583,679	-271,535

新型コロナウイルス感染症拡大による経済情勢等も考慮し保険料賦課額(医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分、後期高齢者組合員分)は、現行額に据え置いた。

また、被保険者数の減少もあり国民健康保険料の予算は、12,571,950 千円。対前年度マイナス 117,870 千円となった。

国からの補助金は、3.948.523 千円。対前年度マイナス 189.523 千円の予算を計上した。

歳出 (単位:千円)

/4×14			(1 1 - 1 1 4)
款	本年度予算額	前年度予算額	比較
1. 組 合 会 費	19,670	16,461	3,209
2. 総 務 費	684,975	744,879	-59,904
3. 保険給付費	9,044,665	9,204,215	-159,550
4. 後期高齢者支援金等	3,976,574	3,917,751	58,823
5. 前期高齢者納付金等	2,117,286	2,099,018	18,268
6. 介護納付金	1,961,093	1,903,845	57,248
7. 共同事業拠出金	377,315	343,991	33,324
8. 保健事業費	581,895	576,472	5,423
9. 積 立 金	41,284	216,604	-175,320
10. 諸 支 出 金	1	1	0
11. 予 備 費	507,386	560,442	-53,056
歳出合計	19,312,144	19,583,679	-271,535

総務費全体として 684,975 千円、対前年度マイナス 59.904 千円を計上した。

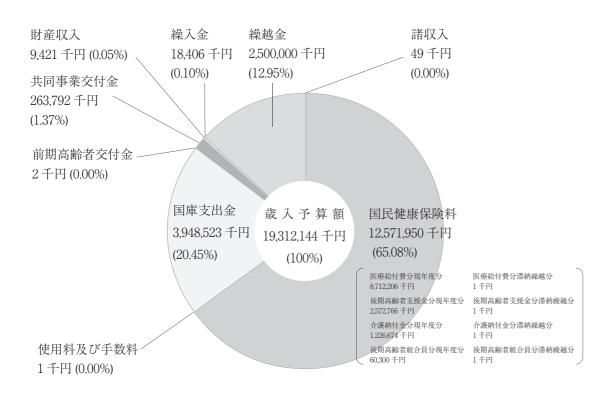
保険給付費は、過去3年間の給付の伸び等勘案し、9,044,665千円を計上。歳出の46.85%を占める。 その他、後期高齢者支援金等に3,976,574千円、前期高齢者納付金等に2,117,286千円、介護納付金に 1,961,093千円を計上した。

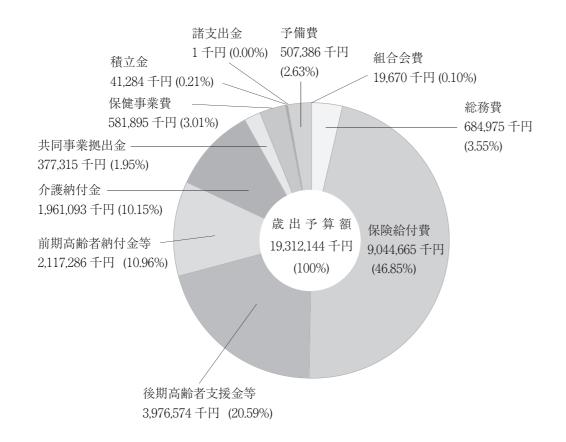
また、保健事業費には、特定健康診査等事業費分に91,600千円。疾病予防費分に490,295千円を計上した。

【令和3年度予算について】

・令和3年度予算は前年度比271,535千円減の予算計上。

令和3年度 歳入・歳出予算に占める各款別構成割合





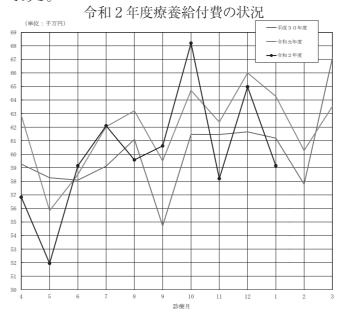
報告事項

[全国歯関係]

●令和2年度療養給付費の状況(途中経過) について

令和2年度の療養給付費は、前年度と比べ、やや低い推移となっている。

10月の療養給付費が突出して増えているのは、高額な薬品が使用されたため。この薬品は1度限りの投与である。



診療月	平成30年度	令和元年度	伸び率	令和2年度	伸び率
4 月	592, 714, 061	628, 611, 875	6.06	568, 263, 464	▲ 9.60
5 月	582, 623, 658	558, 373, 930	▲ 4.16	519, 422, 621	▲ 6.98
6 月	580, 841, 539	585, 040, 012	0.72	591, 518, 225	1. 11
7 月	591, 203, 815	620, 327, 233	4. 93	620, 983, 834	0.11
8 月	610, 994, 991	632, 083, 245	3. 45	595, 790, 623	▲ 5.74
9 月	547, 162, 861	595, 048, 686	8. 75	606, 147, 139	1. 87
10月	614, 626, 723	647, 144, 173	5. 29	682, 004, 647	5. 39
11月	614, 531, 253	623, 733, 144	1.50	582, 000, 617	▲ 6.69
12月	616, 549, 714	660, 044, 990	7. 05	649, 767, 708	▲ 1.56
1 月	611, 850, 279	642, 757, 390	5. 05	591, 483, 977	▲ 7.98
2 月	577, 884, 014	602, 797, 162	4. 31		▲ 100.00
3 月	671, 291, 215	635, 403, 882	▲ 5.35		▲ 100.00
合 計	7, 212, 274, 123	7, 431, 365, 722	3. 04	6, 007, 382, 855	▲ 19.16
年間平均	601, 022, 844	619, 280, 477	3.04	600, 738, 286	▲ 2.99

●コロナウイルス感染症による保険料免除及び傷病手当金の現状報告について

[保険料減免]

新型コロナウイルス感染症の影響により死亡、重篤、収入減少した172組合員世帯に国の財政支援により53,500,420円免除した。

連続10日以上休診または休職し、収入が減少した72組合員世帯に組合規程に基づき2,487,800円免除した。 [傷病手当金]

新型コロナウイルス感染症の影響により休職した11組合員世帯に国の財政支援により計720,639円支給した。(令和3年4月23日時点)

●押印を求める手続の見直し等について

令和2年12月25日付、厚生労働省の通達により、国民健康保険法施行規則の一部が改正された。これを受け、全国歯に提出する各種申請書への押印は、一部を除き不要となった。

※各種申請書ごとの押印の要否については、本組合ホームページをご参照ください。

令和3年度 会 議 予 定 表

令和3年4月26日現在

年	月	日(曜)	会議名	時間	場所
	5月	19日 (水)	第1回常務会	12:30	Web
	6月	16日(水)	第1回監事会	15:00	東京事務所
	073	30 日 (水)	第1回理事会	13:30	フクラシア丸の内オアゾ
2021 年	7月	18日 (日)	第2回常務会 第1回議長団打合会 第89回通常組合会	11:00 12:00 13:00	フクラシア丸の内オアゾ
(令和3年)	8月	4日(水)	第2回理事会	13:00	フクラシア品川 (高輪口)
	9月	16日 (木)	コンプライアンス研修会 健康づくり推進部会	13:00 14:00	フクラシア丸の内オアゾ
	10 月	27 日 (水)	第3回常務会	13:00	フクラシア丸の内オアゾ
	11月	17日 (水)	第4回常務会 第3回理事会	11:00 13:00	フクラシア丸の内オアゾ
	2月	16日(水)	第5回常務会	13:30	フクラシア丸の内オアゾ
	2月	24 日 (木)	第2回監事会	15:00	東京事務所
2022 年		16日 (水)	第4回理事会	13:30	フクラシア丸の内オアゾ
(令和4年)	3月	27 日(日)	第6回常務会 打合会 第90回通常組合会	11:00 12:00 13:00	フクラシア丸の内オアゾ

※常務会・理事会については新型コロナウイルス感染状況によってWeb会議に変更することがある。

全国歯報/支部紹介 支部紹介/全国歯報

京都府支部

【京都府の特色】

京都はご存知の通り、遷都してから明治維新で東京に御所が移るまで政治の中心でもあり、 幾多の戦乱を乗り越えた数多くの寺社仏閣、御所、風情ある町家風景など、いたるところで歴 史と文化を感じとることができ、毎年多くの観光客が訪れます。

ただ、ちょっと意外かも知れませんが、京都で最大の産業は観光ではなく製造業です。

古くは皇室や貴族の生活で使われる様々な製品が創り出され、やがて専門的な職人が集まり 西陣織、京友禅、清水焼に代表されるような伝統的な工業が発展しました。

そして、現代では任天堂、日本電産、村田製作所、京セラ、オムロン、ロームなど、他の追 随を許さない独自の強みを持つハイテク企業が京都の産業界を支えています。

また、京都は多くの大学が集まる学問の都でもあり、中でも京都大学は「自由の学風」を建 学の精神とし、これまで多くのノーベル賞受賞者を輩出してきました。

そういう独自性を貫き、一つの研究に打ち込む気風が京都にある所以なのかもしれません。 新型コロナウイルスの影響でオーバーツーリズム(観光公害)とも言われたインバウンド需 要がなくなった今、街並みは本来の落ち着いた姿を取り戻しています。

いつの日か京都にお越しになられた折には、そのような京都の気風に触れていただけたらと 思います。

【京都府支部について】

京都府支部は尾上前理事長のお膝元でもあり、安岡京都府支部長のもと支部役員23名、支 部運営委員18名、組合職員3名で運営しております。被保険者は令和3年3月末時点で1種 組合員 1,061 名 · 家族 1,923 名、2 種組合員 221 名 · 家族 158 名、3 種組合員 2,539 名 · 家族 406 名、 後期高齢者組合員は120名、合計6.428名となっております。



岡山県支部

県歯会館は、JR岡山駅の東約1.2kmにあり、市のカ ルチャーゾーンとも呼ばれる岡山城・後楽園・県立美術 館・オリエント美術館・シンフォニーホールそして地元 民放山陽放送本社ビルとともにその中心に立地しており

1,000余会員の夢をのせて昨年3月新築竣工の運びとなりました。8階の会長室からは金箔の鯱 の輝く岡山城天守閣が一望されこれぞ県歯本丸の感を懐かせております。支部事務所は6階の 明るく広々としたスペースを占有して2名の職員が組合員の対応にあたっております。

岡山城は16世紀末に宇喜多直家・秀家父子によって築かれましたが関ヶ原の戦いで西軍の主 力だった宇喜多氏が滅ぶと、西軍から寝返ったねねの甥にあたる小早川秀次、次いで前哨戦で 大活躍した姫路城主池田輝政の次男忠継・三男忠雄(母は共に徳川家康の娘富子)が城主とな りました。1634年忠雄が病没すると鳥取から忠雄の甥光政(父は輝政の長男利隆)が31万5千 石を賜って入城、以後この池田氏が子孫継いで明治に至っております。このように姫路城と関 係の深い岡山城の天守閣は、5重6階でその壁面に黒い焼き板を張ったことから姫路の白鷺城に 対して岡山の烏城と称されています。また、外堀として利用した旭川の対岸にある後楽園は 1700年(元禄13年)に池田綱政によって築かれた大名庭園で金沢の兼六園、水戸の偕楽園ととも に日本の3名園の1つに数えられていますが、城の後方にあったことから御後園と呼ばれ、現在 の後楽園となっています。

支部の現状は、本年3月1日現在、1種組合員860名(家族1.522名)、2種組合員185名(家族168 名)、3種組合員2.467名(家族349名)、後期高齢者組合員105名の計5.656名となっております。支 部の単独事業としては、年間約800万円の予算で個人健診を実施、地元健診センターとの強い 絆を活かして組合員の健康管理に力を注いでおります。役員は酒井昭則支部長はじめ副支部長 2名、常務理事1名、理事3名、監事2名。支部運営委員会は各地区歯科医師会より選出の24名の 運営委員により年2回開催されております。



鈴木常務 - 古田副 古部長

渡部副支部長

酒井支部長 三宅監事

宮島理事 石田監事

新会館

令和 2 年 9 月 17 日開催コンプライアンス研修会 『従業員による SNS の私的利用』に係る質問に対する回答

令和2年9月17日(木)に開催されたコンプライアンス研修会において、当組合顧問弁護士中西真也氏より『従業員によるSNSの私的利用』について、実際にあった事例などを交えながら講演が行われました。 山口県支部 楊亮先生より下記のようなご質問があり、中西弁護士より回答を得ましたのでご報告いたします。

質問

「従業員等の私的な SNS に対する企業の権限や、法的措置等の時効はあるのか。自身が SNS を活用しない場合、その情報を得るまでにかなりタイムラグが生じることもあり得る。」

回答

1 ご質問

従業員等の私的なSNSに対する企業の権限や、法的措置等の時効はあるのか。

2 ご回答

- (1)企業の権限行使は、雇用契約が存続している限り可能です。
- (2) 法的措置の時効は、「損害及び加害者を知ったときから3年」と認識しておくことが便宜です。
- 3 ご説明

ご質問は「権限」と「法的措置」とのことですので、分けて考えます。

(1) SNS使用に対する企業の権限行使

従業員の私的なSNS使用を企業が制限できる根拠は、雇用契約に基づき、従業員に対して、企業秩序を遵守するよう請求できるからです(レジュメ2-2-2[8] [1])。

そうすると、SNS利用について指導や制限を行うことは、雇用契約が存在している以上当然可能です。

例えば、ある従業員が不適切なSNS投稿を行ってから10年後に企業がそのことを知った場合、企業はその従業員を指導・懲戒(懲戒については、期間経過も加味して相当な程度となりましょうが)したり、新たにSNS使用を制限する規定を作ったりすることは可能です。

(2) SNS使用に関する法的措置

ア 法的措置として、不適切なSNS使用により生じた損害を、従業員及び関与者に

請求することを考えます(レジュメ2-3-3〔12頁以下〕)。

(ア) 損害賠償請求の中でも、契約責任に基づく請求の時効は「権利を行使することができることを知った時から五年間」(民法166条1項1号)、不法行為に基づ く請求の時効は「損害及び加害者を知った時から三年間」(民法724条1号) とされています。

従業員は企業秩序順守義務を負っており、これに違反して違法なSNS投稿・ 拡散をしたのであれば、契約違反となりますので、時効は5年となります。

ただ、SNSの場合、投稿が拡散されて損害を増大させるという特徴がありますところ(Vジュメ1-1-3 [2頁以下]、3-3 [17頁以下])、投稿した人、拡散させた人の中には従業員ではない者も多いでしょうから、不法行為に基づいて損害賠償請求することになり、その時効は3年となります。

従って、トラブル全体を法的措置により解決するということを考えると、時効 期間は3年と認識しておくことが便宜と考えます。

(イ) 時効のスタート(起算点)は、「権利を行使することができることを知った時から」、「損害及び加害者を知った時から」とされていますが、要するに、<u>請求が</u>可能になったらスタートしますよ、とお考えいただきたいと思います。

SNSの被害は、違法不当な投稿が「拡散させる」=「みんなに知られる」ことにより生じるという特徴がありますので(レジュメ事例1-1や事例2-1のような不適切投稿があったとしても、誰も知らなければ、損害が生じることはありません)、不適切投稿がある程度拡散され、SNSを利用しない人にも認識可能な程度にならなければ、請求可能とはいえません。

また、違法不当な投稿や拡散を行った人物がわからなければ、発信者情報開示 請求などの手続きを取る必要があり、人物を特定できない間は、請求可能とはい えません。

以上のような条件が(個別事案により、他に条件がある場合は、その条件も) 全て満たされたときから、請求が可能となり、時効期間がスタートすることにな ります。

イ 他方、刑事告訴・告発の場面を考えますと、違法不当なSNS投稿で想定される 犯罪は、信用棄損、業務妨害、名誉棄損等であるところ(レジュメ2-3-2〔1 1頁以下〕)、これらの公訴時効はいずれも3年です。 以上

令和3年度特定健康診査を受診された方に QUOカードを進呈します

令和3年4月1日から令和4年2月末日までに、特定健康診査を受診された方に500円のQ U ○カード (ジェネリック医薬品お願いカード兼用)を進呈いたします。

当組合加入の40歳~74歳までの方を対象に、無料で特定健康診査を実施しております。

特定健康診査は毎年受診することにより、変化していくご自身の体の状態を知り、健康管理を意識し た生活を送るために大切な健診です。

当組合の受診率は、全国的に低い水準で経過しております。

健診の大切さを認識いただき、一人でも多くの方に受診いただくよう組合員の皆様のご協力をお願い いたします。

【1種組合員(事業主)の皆様へのお願い】

2・3種組合員が勤務する診療所において行われた事業主健診(労働安全衛生法に基づく健 診(定期健診))の『健診結果票(写)』と次頁の『特定健康診査質問票』をご記入のうえ 支部事務所へお送りください。特定健康診査を受診したことになり、500円のQUQカード を准呈いたします。

- ※40歳以上74歳以下の者で事業主健診時に当組合に加入している者に限る。
- ※実施された事業主健診が労働安全衛生法に定められた項目と異なる(または不足がある) 場合、QUOカード進呈の対象にならない場合があります。
- ※なお、事業主健診で「特定健診受診券」を利用した場合(歯科医師会または全国歯支部に よる健診事業など)は特定健診受診済みとなりますので、後日500円のQUOカードを進 呈します。ご不明な場合は支部事務所へお問い合わせください。

≪提出書類≫

- ①健診結果票(写)
- ②特定健康診查質問票 (要記入)

【家族の皆様へのお願い】

家族の方でパート先の会社等で事業主健診を受けられ、健診結果等がお手元にある場合は、上 記同様の提出書類を支部事務所へお送りいただくことにより、500円のQUOカードを進呈いた します。

※40歳以上74歳以下の者で事業主健診時に当組合に加入している者に限る。

※実施された事業主健診が労働安全衛生法に定められた項目と異なる(または不足がある) 場合、QUOカード進呈の対象にならない場合があります。

特定保健指導がスマートフォン等でもご利用いただけます

特定健康診査の結果から、生活習慣病の発症のリスクが高く、生活習慣の改善によって生活習慣病の 予防効果が見込める方を対象に、生活習慣を見直すサポートを行います。

「マイトク」というサイトをご利用いただくと、特定保健指導がスマートフォン(タブレットやPCも 可能)で受けられ、空いた時間を使い簡単に生活習慣を見直すことができます。

詳しくは後日、対象者へご案内チラシをお送りします。

※以下マイトクのチラシです

リモートワーク、小規模事業所、会議室がない職場の方 等、多様な職種の方にお使いいただけます。事業所担当 者の負担軽減にも寄与します。また、被扶養者も自宅で 利用できます。

個人単位なので対象を選びません 対象者の状況を把握できます

定期に対象者の進捗データを納品 します。利用促進の通知や事業所 担当者への協力依頼、インセンテ ィブ付与に活用してください。



スマホだけで実施できます

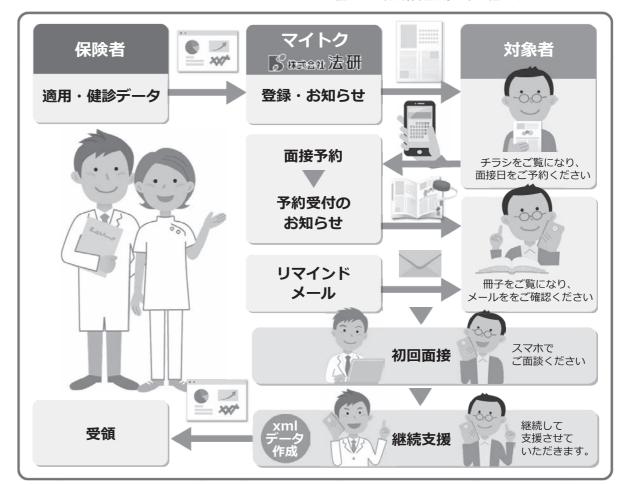
画面と通話で完結します。 タブレットやPCでも実施 できます。

※機種や通信環境要件は更新される ため別途ご提示します。



新鮮なデータを使えます

事業所単位の面接の場合、効率化の為に「健診結果力 集まるのを貯めて」実施することがほとんどです。 個人単位で実施するマイトクは準備ができた人 から案内を送付する運用が可能です。健診受診から間 を置かずに特定保健指導に取り組んでいただけます。



歯科健診にご協力お願いします

令和2年度から、歯科疾患を早期に発見し、予防等に努めることで、全身の健康保持増進をはかることを目的とし、歯科健診を実施しております。

事業主の皆さまには、従業員とそのご家族の口腔健康をお守りいただくため、積極的に歯科健診を行っていただきますようご協力お願いいたします。

令和3年4月1日から健診対象者が拡大しました。

- (旧) 3 種組合員(本人·家族)
- (新) 2・3 種組合員(本人) および 1・2・3 種組合員(健診時 18 歳以上の家族)

また、文書料及び指導料も増額しました。

- (旧) 500円
- (新) 1,000円

診査用紙・問診用紙が新しい様式に変更しております。詳しくは右ページをご参照ください。

【対象者】

対象者は、2・3種組合員及び被保険者である1・2・3種組合員に属する世帯員(健診時18歳以上の者)です。

【実施医療機関】

歯科健診を実施する医療機関は原則として、1種組合員に属する世帯員は組合員の診療所、2・3種組合員 及び2・3種組合員に属する世帯員は組合員が雇用される1種組合員の診療所とします。

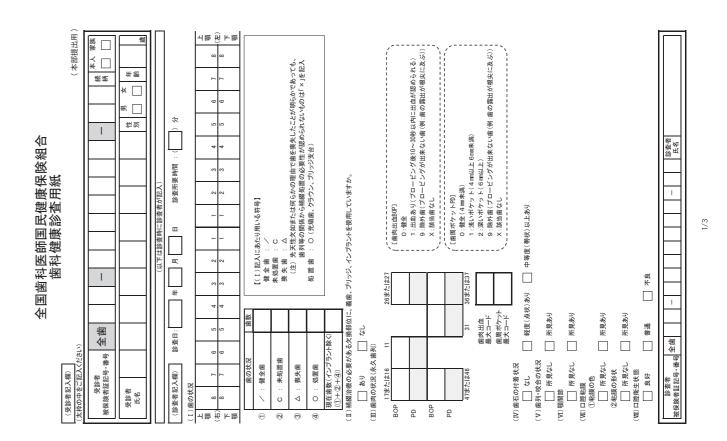
【歯科健診文書料及び指導料の支給及び金額】

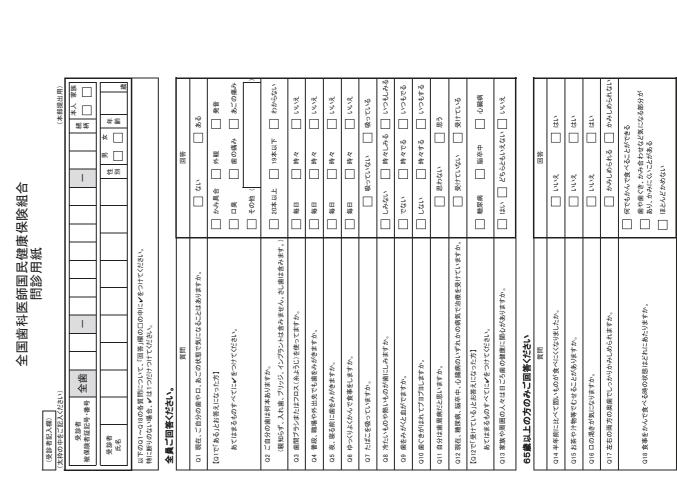
歯科健診に係る歯科健診文書料及び指導料は、支部事務所より実施医療機関(1種組合員)に受診者1名につき1,000円(実施期間内1回限り)を原則、当組合登録の保険料引落口座に送金します。

【実施・申請期間】

2月末日までに歯科健診をおこなっていただき、3月末日までに「歯科健康診査用紙(受診者渡し)」以外の 用紙3枚を当組合支部事務所へ提出してください。ただし、1診療所あたり申請は1回限りとします。

なお、組合が業務上知り得た個人情報は、組合業務の目的以外に使用することはありません。





全国歯報/お知らせ

令和3年度4月からの保険料について

令和3年度の国民健康保険料額は以下の通りです。昨年度からの金額の変更はありません。

◆1種組合員及び高齢者組合員のうち対象者に賦課される所得割賦課額

	月額所得割賦課額(円)	年額所得割賦課額(円)
医療法人・非保険診療者(矯正 標榜者含む)※	32,500	390,000
上限賦課額	32,500	390,000
下限賦課額	4月 1,900 5月~3月 1,600	19,500
前年の保険診療報酬の合算額 に 1000 分の 6.5 を乗じた額が、 390,000 円に満たない医院	年額算定後、支部事務所にて月額を決定	前年の保険診療報酬の合算額 の 1000 分の 6.5 を乗じた額

- ※医療法人(各医療機関ごと)・非保険診療者が、前年の医業収入額に1000分の6.5を乗じた額が390,000円に満たない場合は、所得割賦課額の変更申請を行うことができます。変更申請は、「保険料調定変更申請書(様式1号)」に直近の確定申告書等医業収入がわかる書類を添付して支部に提出してください。ただし、変更申請は令和3年6月末迄とし、年1回とします。
- ◎1種組合員が開設する同一医療機関において、当該組合員の夫婦・親子・兄弟姉妹である1種組合員のうち、2人目以降の者の所得割賦課額を免除します。
- ◎後期高齢者組合員が開設又は管理する医療機関において、2種組合員を雇用している場合、又は 当該組合員の夫婦・親子・兄弟姉妹である1種組合員が診療に従事している場合は、後期高齢者 組合員に所得割賦課額を賦課します。 算定方法については、一般の1種組合員と同じ方法です。
- ◎1種組合員で歯科医療機関等に勤務する者は、所得割賦課額を免除します。

●全国歯報第87号 誤記のお詫び●

2020年8月に発行した全国歯報第87号のp.35-36において、項番の表記に誤りがありました。

正しくは①から⑯です。深くお詫び申し上げます。

◆組合員・家族に賦課される均等割賦課額等

40~64歳の方 均等割賦課額+後期高齢者支援金等賦課額+介護納付金賦課額

上記以外の75歳未満の方 均等割賦課額+後期高齢者支援金等賦課額

後期高齢者組合員(75歳以上の方)後期高齢者賦課額

種別	本人·家族	月額 保険料 (円)	月額保険料 内訳	種別	本人•家族	月額 保険料 (円)	月額保険料内訳
	本人	12,000	均等割賦課額 8,600円後期高齢者支援金等賦課額		本人	19,900	均等割賦課額 16,500 円 後期高齢者支援金等賦課額 3,400 円
1種組合員	本人 (40~64歳)	15,900	3,400 円 介護納付金賦課額 3,900 円	2 種組合員	本人 (40~64歳)	23,800	 介護納付金賦課額 3,900円
社会口員	家族	10,000	均等割賦課額 6,600 円 後期高齢者支援金等賦課額 3,400 円 介護納付金賦課額 3,900 円		家族	9,400	均等割賦課額 6,000 円 後期高齢者支援金等賦課額 3,400 円
	家族 (40~64歳)	13,900			家族 (40~64歳)	13,300	 介護納付金賦課額 3,900 円
3種組合員	本人	12,400	均等割賦課額 9,000 円 後期高齢者支援金等賦課額 3,400 円 		本人	5,000	後期高齢者賦課額 5,000円
	本人 (40~64歳)	16,300		後期高齢者組合員	本 八	3,000	及州向郡·台州城市的 3,000 门
	家族	9,400			家族	10,000	均等割賦課額 6,600 円 後期高齢者支援金等賦課額 3,400 円
	家族 (40~64歳)	13,300			家族 (40~64歳)	13,900	 介護納付金賦課額 3,900円

[※]基礎賦課額(均等割賦課額)には、前期高齢者納付金1人当たり2.103円が含まれます。

◎保険料賦課額の免除

3種女性組合員の一人親(離婚などにより独りで生計を営んでいる女性)の世帯に属する被保険者で義務教育終了までの方は後期高齢者支援金賦課額を免除、2人目以降の方からは基礎賦課額も免除します。

対象の方に賦課される月額保険料は以下の通りです。

対象者	月額保険料 (円)
義務教育の子供1人目(均等割賦課額のみ賦課)	6,000
義務教育の子供2人目以降	全額免除

※再婚等により生計形態が変更になった場合は、免除が終了します。変更時は、必ず支部事務所までお知らせください。

全国歯報/お知らせ お知らせ/全国歯報

75歳の誕生日を迎える1種組合員の皆様へ

75歳の誕生日を迎えると、自動的にすべての方が全国歯の被保険者資格を喪失し「後期高齢者医療保険」へと移行し医療給付を受けます。ただし、申請により後期高齢者組合員として引き続き当組合に残り、保険給付や保健事業を受けることができます。また、家族や従業員の方は、引き続き全国歯の被保険者として医療給付や保健事業を受けることができます。

後期高齢者 賦課額	(1 人月額) 5,000 円 (年額) 60,000 円
家族・従業員 への対応	後期高齢者組合員として残ると、75 歳未満の家族や従業員はこれまでどおり、 当組合の被保険者として医療給付や保健事業を受けることができます。 〇後期高齢者組合員の家族の均等割賦課額 (1 人月額) 6,600 円 2 種組合員 (1 人月額) 16,500 円 3 種組合員 (1 人月額) 9,000 円

※例えば、1種組合員だった方が75歳になり栃木県の後期高齢者医療広域連合へ加入。

全国歯の保険料とは別に、後期高齢者医療広域連合の保険料の支払いが発生します。

●栃木県後期高齢者医療広域連合の保険料の決め方●

保険料は、被保険者個人単位で算定・賦課されます。

〈令和3年度の場合〉

均等割 43.200円 所得割額 基礎控除 (33万円) 後の 総所得金額等×8.54パーセント 保険料

上限64万円(年額)

◆こんなときは後期高齢者医療広域連合 交付の保険証を使用し、給付を受け ます。

- ・医療を受けるとき
- ・医療費が高額になったとき
- ・入院したときの食事代や居住費
- あん摩・マッサージ・はり・きゅうの施術を受けるとき

【栃木県後期高齢者医療広域連合の場合】

- ・被保険者が亡くなったとき、その葬儀を行った方 に5万円の支給
- 年に1回、基本項目(身体計測、血圧測定、 問診、脂質検査、肝機能検査等)の健診

後期高齢者医療広域連合

全国歯科医師国保組合後期高齢者組合員

多くの後期高齢者医療広域連合では、全国歯のような保健事業の支給は行っていません。 生命保険や医療保険のような保健事業が月額5,000円で受けられます。またご家族や従業員の方が 市町村国保に加入した場合の保険料や保健事業と比較いただくと、全国歯の後期高齢者組合員と して残っていただけるメリットも感じていただけます。

後期高齢者組合員 保健事業のお知らせ

◆傷病見舞金の支給申請

後期高齢者組合員が入院した場合、入院1日目から傷病見舞金を支給します。ただし、同一年度内の疾病について支給期間90日(後期高齢者組合員となるまでに傷病手当金を受給している場合は、その支給期間を含める)を限度とします。

【支給額】入院1日につき 4,000円

●申請手続きに必要な書類●

□傷病見舞金支給申請書 □入院期間が明記された対象となる医療費の領収書

◆死亡見舞金の支給申請

後期高齢者組合員が死亡した場合、遺族に対して支給します。

【支給額】300,000円

●申請手続きに必要な書類●

□死亡見舞金支給申請書 □死亡届や死亡診断書の写しなど亡くなった事実を証明する書類

◆後期高齢者組合員のための節目健診のご案内

対象者は人間ドックなどの健診が可能な医療機関で受診後、申請書類を支部事務所までお送りください。

【対象者】

- (1) 本年度中に75歳以上の5歳ごとの節目の年齢に達する後期高齢者組合員
- (2)(1)で対象になった後期高齢者組合員の配偶者

で全国歯に加入している方

※ただし同一年度内に1種組合員またはその配偶者として受診された方は対象外。

【実施期間】

令和3年4月1日から当該事業年度の終了した年の3月31日まで

【支給額】

同一年度内に受診した健診に対し(受診した健診が複数の場合は、その費用の合計額に対して) 30,000円を限度に支給

●申請手続きに必要な書類●

(申請期限:当該事業年度の終了した年の3月31日までに支部事務所必着)

□節目健診補助金支給申請書□対象となる健診の領収書

令和2年度節目健診事業対象者の 受診期間の延長について

新型コロナウイルス感染症の影響で、医療機関へ積極的な受診が難しい状況にあったと思われる令和2年度の節目健診事業対象者に限り、節目健診の受診期間を1年延長しております。(既に受診された方は対象外)

◎受診期間:~令和4年3月31日

◎申請期限:令和4年3月31日

(支部事務所必着)

※尚、受診される際には、各自マスクの着用や手指の消毒、手洗いうがいなどの感染予防対策を徹底 していただきますようお願いいたします。 全国歯報/お知らせ

全国歯の保険給付・保健事業

令和3年8月1日からは黄色の被保険者証

令和3年8月1日から黄色の被保険者証に更新されます。今回の一斉更新分より、記号番号のあとに枝番が印字されます。新被保険者証がお手元に届きましたら、お名前、生年月日のご確認をお願いします。現在お持ちの青色の被保険者証は令和3年7月31日までお使いいただけます。その後は必ず支部事務所までご返却をお願いします。

保険給付割合

病気やけがなどで医師の診療を受けるときは、被保険者証を提示することで医療の給付を 受けることができます。

- (1) 組合員 7割 (2) 家族 7割
- (3) 義務教育就学前の方 8割
- (4) 前期高齢者のうち70歳以上の方
- ・現役並み所得者 7割
- 一般所得者 8割

所得調査ご協力のお願い

令和3年度は、全国民健康保険組合に対する 国庫補助金補助率算定のために被保険者の所得 調査が実施されます。国保組合に対する国庫補 助は、被保険者一人あたり所得額等により補助 されており、その所得額は、保険者において3 年に1度実施する課税標準額に係る所得調査に より判定されます。令和3年度の調査について 詳細が決定次第、お知らせします。書類の提出 等お願いする場合もあります。ご協力をお願い します。

歯科の自家診療とそれに伴う調剤は 保険給付外

歯科における自己及び勤務する医療機関並びに分院等の系列医療機関での組合員とその世帯員の診療は、自家診療と判断し保険給付の対象外です。またそれに伴う処方箋の発行による調剤も給付対象外です。ご注意ください。

令和3年8月1日からは紫色の 高齢受給者証

70歳から74歳の方は、被保険者証とは別に高 齢受給者証が交付されます。緑色の高齢受給者 証は令和3年7月31日までお使いいただけます。 期限後は必ず支部事務所までご返却ください。 令和3年8月1日からは、紫色の高齢受給者証が 交付されます。

人工透析を受けている 70 歳未満の方へ

人工透析を受けている70歳未満の方で「特定 疾病療養受療証」の有効期限が令和3年7月31日 の方は、更新手続きをお済ませください。

- ●申請手続きに必要な書類●
- □組合員と全国歯に加入している家族世帯員を 合わせた所得を証明する書類
- (例) 市区町村で発行した課税所得証明書、確 定申告書等の写し
- ◆新しい高齢受給者証、限度額適用認定証、 特定疾病療養受療証が届きましたら必ず記 載事項をご確認ください。有効期限が切れ た証は、支部事務所までご返却をお願いし ます。

療養費の支給申請

次のような場合は、支払った費用の一部を療 養費として支給します。

- ・組合の資格取得手続き中のため、被保険者証 を持参せず医療機関等を受診したとき
- ・緊急時に被保険者証不携帯で医療機関等を受 診したとき
- ・海外で診療を受けたとき(※詳しくは★1)
- ・医師の指示により義手・義足・義眼・コルセット・弾性着衣などの治療用装具を購入、装着したとき
- ・医師の指示により靴型装具を購入、装着したとき (※靴型装具についての申請の際には写真や画像データの添付が必要です。)
- ・9歳未満の小児が小児弱視等の治療で眼鏡やコンタクトレンズを購入したとき

- ・牛血液の輸血を受けたとき
- ・柔道整復師の施術を受けたとき(※詳しくは★2)
- ・医師の同意を得て、はり・きゅう・あん摩・マッサージを受けたとき (※詳しくは★3) など
 - ●申請手続きに必要な書類●

申請手続きに必要な書類は申請内容によって 異なります。詳しくは支部事務所にお問い合わ せください。

★1海外療養費の支給申請

海外旅行などで渡航中に病気やけがでやむを 得ず現地の医療機関で診療を受けた場合、帰国 後申請により支払った医療費の一部を支給しま す。申請書類の翻訳や連合会の審査など、海外 療養費の支給には数ヵ月を要します。

- ●申請手続きに必要な書類●
- □療養費支給申請書
- □対象となる医療費の領収書
- □診療内容明細書
- □国民健康保険用国際疾病分類表
- □パスポートの写し

顔写真ページと今回の渡航期間・渡航場所が わかるページ

□調査に係わる同意書

★2柔道整復師による施術の受診

柔道整復師による施術の受診は、国民健康保険が適用される範囲が限られています。施術前に負傷原因を正しく伝え、被保険者証が使えるかどうかの確認をすることが大切です。クイックマッサージやスポーツジムでのマッサージには、基本的には被保険者証は使えません。被保険者証持参での割引やサービスは行っておりませんので十分ご注意ください。

また同一の負傷について、同時期に被保険者 証を使用して整形外科の治療と柔道整復師の施 術を重複して受診することはできません。

■外傷による負傷が対象

療養費が支給されるのは急性または亜急性の外傷による打撲、ねんざ、挫傷、骨折、脱臼により柔道整復師の施術を受け、組合が認めた場合です。内的原因による症状は対象となりませんのでご注意ください。

★3はり・きゅう・あん摩・ マッサージの受診

保険適用となる、はり・きゅう・あん摩・マッサージの施術を受けるには、あらかじめ医師の同意書(病名、症状、発病年月日の明記されたもの)が必要です。

■保険適用とならない受診内容

以下のような症状で受診した場合は、被保険 者証は使えません。

- ・単なる肩こり、腰痛、筋肉疲労など
- ・病気(神経痛、リウマチ、五十肩、ヘルニアなど)
- ・医師の同意のない骨折及び脱臼の治療(応急 手当を除く)
- ・ 什事中や 通勤 途中の 負傷
- ・脳疾患後遺症などの慢性病
- ・症状の改善の見られない長期の施術 など

高額療養費の支給申請

該当する方(または該当になりそうな方)には組合から手続きのご案内をお送りします。なお、高額療養費は医療機関から提出されるレセプトに基づいて支給されるため、診療を受けた月から支給されるまで数ヵ月を要します。レセプトの提出が遅れている場合は、組合からの通知も遅くなりますのでご了承ください。

●申請手続きに必要な書類●

□高額療養費支給申請書

□対象となる医療費の領収書

□組合員と全国歯に加入している家族世帯員を 合わせた所得を証明する書類

(例) 市区町村で発行した課税所得証明書、確 定申告書等の写し

◎限度額適用認定証の発行及び更新

70歳未満及び70歳から74歳の方で現役並み所得 I、II(課税標準額145万円以上690万円未満)の方の医療費が高額になる場合は、事前に組合に申請していただくと『国民健康保険限度額適用認定証』を発行します。住民税非課税の世帯の方は申請していただくと『限度額適用・標準負担額減額認定証』が発行します。これらの証を医療機関に提示すると、1ヵ月あたりの窓口負担が高額の場合でも高額療養費の自己負担限度額までとなります。なお、更新される方はお早めにお手続きください。

全国歯報/お知らせ

●申請手続きに必要な書類●

- □限度額適用認定申請書
- □組合員と全国歯に加入している家族世帯員を 合わせた所得を証明する書類
- (例) 市区町村で発行した課税所得証明書、確定申告書の写し

その他の保険給付の支給申請 ◆移送費の支給申請

病気やけがのために移動が困難な患者が医師の指示によって緊急的に移送された場合に支給します。ただし支給には条件がありますので、詳しくは支部事務所にお問い合わせください。

- ●申請手続きに必要な書類●
- □移送費支給申請書
- □医師の意見書(医師の署名捺印のあるもの)
- □領収書など移送に要した費用の額を証明する書類

◆出産育児一時金の支給申請

被保険者が出産(妊娠85日以上の死産・流産を含む)した場合に出産育児一時金を支給します。双子の場合は2人分を支給します。

【支給額】1児につき 420,000円

- ●申請手続きに必要な書類●
- □出産育児一時金支給申請書
- □母子手帳の出生届出済証明書の写し (市区町村の証明)
- □産科医療補償制度に加入する医療機関等で出産したことを証明する所定の印が押された領収書等の写し
- □直接支払制度に関する合意書

全国歯では、産休・育休による保険料免除 は実施していません。

他の制度の育児休業給付等については、厚生労働省のQ&A育児休業給付をご覧いただき、事業所の所在地を管轄する公共職業安定所にて支給の手続きを行ってください。

◆出産手当金の支給申請

被保険者である組合員本人が出産のため仕事を休んだ期間について、組合員の申請により出産手当金を支給します。ただし支給対象となる産休期間は組合員となって継続して1年経過した日の翌日からとなります。

【対象者】

産前6週間、産後8週間において業務に服さなかった組合員(90日間を限度とします。)

【支給額】 1日につき、1,500円

- ●申請手続きに必要な書類●
- □出産手当金支給申請書
- □申請書の医師、助産師の証明または、出産した事実を確認できる書類
- □申請書の事業主の証明または、産休の期間が 確認できる書類

※傷病手当金が支給された期間は出産手当金 の支給は出来ません。異常分娩で入院され た場合は、申請の際にご注意ください。

◆傷病手当金の支給申請

保険料を完納している組合員が入院した場合、入院1日目から傷病手当金を支給します。 ただし、同一年度内の疾病について支給期間90日を限度とします。

【支給額】(入院1日につき)

1種組合員 4,000円

2種組合員 1,500円 3種組合員 1,500円

●申請手続きに必要な書類●

□傷病手当金支給申請書

インフルエンザ予防接種補助の支給申請

インフルエンザの予防接種を受けた場合、 申請により費用の一部を支給します。

【対象者】 被保険者(後期高齢者組合員を除く)

【支給額】 年度ごと1名につき、3,000円を限度

◎13歳未満は1名につき5,000円を限度に支給(H31年4月1日~)

※費用額が限度額未満の場合は実費分を支給。

※2回接種の場合、2回分の領収書の合算額から限度 額内で支給。

【実施期間】

令和3年4月1日から当該事業年度の終了した年 の3月31日まで

●申請手続きに必要な書類●

(申請期限:当該事業年度の終了した年の3月 31日までに支部事務所必着)

- □インフルエンザ予防接種補助金申請書
- □領収書(予防接種日、医療機関名、医療機関 印、予防接種受診者名、インフルエンザの予 防接種であることが明記されたもの)

節目健診のご案内

対象者は人間ドックなどの健診が可能な医療 機関で受診後、申請書類を支部事務所までお送 りください。

【対象者】

- (1)本年度中に30歳以上の5歳ごとの節目の年齢 に達する1種組合員と2種組合員
- (2)(1)で対象になった1種組合員の被保険者である配偶者(年齢問わず)
- (3)本年度中に20歳以上の5歳ごとの節目の年齢 に達する3種組合員

【支給額】

同一年度内に受診した健診に対し(複数の場合は、その費用の合計に対し)30,000円を限度に 支給

●申請手続きに必要な書類●

(申請期限:当該事業年度の終了した年の3月 31日までに支部事務所必着)

- □節目健診補助金支給申請書
- □対象となる健診の領収書

令和2年度節目健診事業対象者の 受診期間の延長について

新型コロナウイルス感染症の影響で、医療機関へ積極的な受診が難しい状況にあったと思われる令和2年度の節目健診事業対象者に限り、節目健診の受診期間を1年延長しております。(既に受診された方は対象外)

- ◎受診期間:~令和4年3月31日
- ◎申請期限:~令和4年3月31日(支部事務所必着) ※尚、受診される際には、各自マスクの着用や手 指の消毒、手洗いうがいなどの感染予防対策を徹 底していただきますようお願いいたします。

がん検診のご案内

がん検診を行うことにより、がんの予防及び 早期発見を推進し、がんによる死亡率の減少、 医療費を抑制するために検診受診者に対して検 診費用の一部を補助します。

※全額実費による検査の場合のみ支給対象となります。

【がん検診の種類】それぞれ年1回受診

- ①胃がん検診1(胃内視鏡検査)または胃がん 検診2(胃部エックス線検査)
- ②子宮頸がん検診(視診、子宮頸部の細胞診及び内診)

- ③肺がん検診1(胸部エックス線検査)または 肺がん検診2(胸部エックス線検査及び喀痰 細胞診)
- ④乳がん検査(乳房エックス線検査もしくは視触診及び乳房エックス線検査)
- ⑤大腸がん検査(便潜血検査)

	【灯影者】	【文紀観】
検診の種類	対象者	補助上限額
胃がん1	50歳以上	8,900円
胃がん2	40歳以上	6,400円
子宮頸がん	20歳以上	3,400円
肺がん1	40歳以上	1,800円
肺がん2	40歳以上	3,100円
乳がん	40歳以上	4,200円
大腸がん	40歳以上	1,300円

【実施期間】

令和3年4月1日から当該事業年度の終了した年 の3月31日まで

●申請手続きに必要な書類●

(申請期限:当該事業年度の終了した年の3月 31日までに支部事務所必着)

- □がん検診補助金支給申請書
- □対象となる検診の領収書
- ※人間ドックなどの総合健診の場合は、がん検 診の種類・金額の内訳がわかる書類が必要。

仕事のストレス、人間関係の悩みについ てカウンセラーに相談してみましょう

全国歯ではメンタルヘルスの専門事業者と契約し、臨床心理士等の資格を有するカウンセラーとの電話、面接およびインターネットによるWebカウンセリング事業を行っております。

相談は無料です。プライバシーを厳守します。 (面接の予約やご相談の関連上、居住地、年齢等 を伺う場合がありますが、相談の有無が当組合や 勤務先、ご家族等に伝わることはありません。)

◆電話カウンセリング◆

専用ダイヤルにより、相談料、通話料無料です。1日1回20分程度でご利用回数の制限はありません。面接カウンセリングに移行できます。 専用ダイヤル 0120-926-189 (無料)

◆面接カウンセリング◆

年度内1人5回まで無料です。 面接は1回50分程度が目安です。

6回目からの相談料は有料となり、ご相談者 様にご負担していただきます。 料金はカウンセリングルームにより異なりま す。詳しくは全国歯ホームページをご覧くだ さい。

◆Webカウンセリング「心のWeb相談」◆ 全国歯のホームページからご利用いただけます。 メンタルヘルスカウンセリング専用ダイヤル の下6桁がログイン番号です。

◆特定健診・特定保健指導を受けましょう

特定健診・特定保健指導は、内臓脂肪症候群 (メタボリックシンドローム)に着目し、その 要因となっている生活習慣の改善に向けて保健 指導などの健康づくり支援を行い、糖尿病など の生活習慣病の有病者・予備群を減少させるこ とが目的です。

全国歯では40~74歳の被保険者を対象に特定 健診を実施しております。

対象者には令和3年4月より順次「※セット券」 をお送りします。セット券を医療機関にお持ちい ただくと無料で受診することが出来ます。

特定健診は集合契約している医療機関にて受診 が可能です。詳しい医療機関情報については全国 歯のホームページにてお知らせしております。

【特定健康診査内容】

	質問 (問診)
	身体測定
	理学的所見(身体診察)
基本項目	血圧
基 半块日	血中脂質検査
	肝機能検査
	血糖検査
	尿検査

	4 <i>> L</i>
医師の判断	貧血
	心電図
による	眼底
追加項目	. 20120
- 2.11 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	血清クレアチニン

【受診期間】

令和3年4月1日から当該事業年度の終了した年 の3月31日まで

- ◎紛失された方は再交付をしますので、各支 部事務所までご連絡ください。
- ※セット券とは、特定健康診査の受診券と特定 保健指導の利用券がセットになった券です。 特定健康診査当日に健診機関で特定保健指導 初回面接を受けていただけます。

歯科健診のご案内 詳しくは、P15 にてお知らせ

◆院長の皆様へ◆

歯科疾患を早期に発見し予防等に努め、全身 の健康保持増進をはかることを目的としており ます。ご協力をお願いします。

【対象者】

2・3種組合員及び被保険者である1・2・3種組 合員の家族(健診時18歳以上の者)

【受診期間】

令和3年4月1日から令和4年2月末日

【実施場所】

1種組合員の家族は自家の診療所

2・3種組合員及び2・3種組合員の家族は雇用さ れている1種組合員の診療所

【支給額】

歯科健診に係る歯科健診文書料及び指導料は、 支部事務所より受診者1名につき1,000円を実施 医療機関へ支給します。(実施期間内1回限り)

●申請手続きに必要な書類●

(申請期限:当該事業年度の終了した年の3月 31日までに支部事務所必着)

- □『問診用紙』
- □『歯科健診票(組合提出用)』

健診結果をご記入いただき、支部事務所へご 提出お願いいたします。

ジェネリック医薬品差額通知送付のお知らせ

年に2回、ジェネリック医薬品差額通知を送 付しております。調剤の種類や病気によっては ジェネリック医薬品を利用できない場合もあり ますので、医療機関等にご相談のうえ、上手に 利用してください。

ジェネリック医薬品とは、新薬の特許期間が終 わってから製造・販売される薬のことで後発医薬 品とも呼ばれています。新薬と同じ有効成分です が開発費が抑えられるため、価格が安いというメリ ットがあり、調剤の窓口負担や医療費負担の軽減 に貢献することが期待されています。

医療費通知送付お知らせ

全国歯では年に6回、医療費通知を送付して おります。

平成30年度の様式から、医療費通知が医療費控 除を受ける際の添付書類としてご利用いただける ようになりました。

ただし、医療機関等から提出されたレセプト の被保険者証記号番号や生年月日などに誤りが あり修正が必要な場合は、その受診に関する通 知は掲載されません。

受診した診察日数や医療費の額に誤りはない かなど、組合では把握しきれない部分について 適正に医療機関から請求がされているか、必ず ※再発行は出来ません。 ご確認ください。

医療機関からの誤請求防止にもつながります ので、ご不明な点がありましたらお気軽に全国 歯までご連絡ください。

【医療費通知の送付時期について】

受診(施術)月	送付月	
2021年 1~ 2月受診分	2021年 6月	
2021年3~ 4月受診分	2021年 8月	
2021年5~ 6月受診分	2021年10月	
2021年7~ 8月受診分	2021年12月	
2021年 9~11月受診分	2022年2月	
2021年 12月受診分	2022年 4月	

新型コロナウイルス感染症に関する 保険料免除·傷病手当金

●保険料免除

新型コロナウイルス感染症の影響により、事業又は業務を1ヵ月間 に連続10日間以上(休診日・祝日を除く)休診または休職し収入が減 少した場合、申請により保険料を免除します。

詳しくは支部事務所までお問い合わせください。

●傷病手当金

新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対する傷病手当金 の支給対象期間が延長されました。

ホームページでもご案内しておりますが、ご不明な点がございまし たら、東京事務所までお問合わせください。

- (旧) 令和2年1月1日~令和3年3月31日
- (新) 令和2年1月1日~令和3年6月30日

こんなときは組合への国切出が必要です

◎交通事故や傷害事件にあったとき

交通事故や傷害事件などの第三者による病気やけがの医療費は本来、被害者の過失を除いて加害者(第三者)が負担すべきものです。事件事故に巻き込まれた場合、支部事務所にご連絡ください。被保険者証を使って診療を受けた保険者負担分を加害者に請求する手続きを行います。また骨折、捻挫、打撲などの外傷のけがで被保険者証を使用された方に、支部事務所から負傷の原因などをお伺いすることがありますのでご協力をお願いします。

◎資格喪失後、全国歯の被保険者証を 使用して受診したとき

全国歯の被保険者の資格喪失後に、全国歯の 被保険者証を使用して医療機関等を受診された 場合、保険者が負担した7割または8割の医療費 について、ご本人に請求させていただきます。

また、新しい被保険者証の詳しい情報と手続きに必要な書類をご提出いただければ、保険者間調整が可能な場合があります。支部事務所までご相談ください。

◎結婚などで家族が全国歯に加入するとき

- ●申請手続きに必要な書類●
- □資格取得届
- □世帯全員の住民票(個人番号除く)
- □加入する方の以前加入していた健康保険資格 喪失証明書

(市町村国保の場合は被保険者証の写し)

- □健康保険適用除外承認申請書 (該当者のみ)
- □70歳以上の方は市町村民税課税証明書

◎子供が生まれて全国歯に加入するとき

- ●申請手続きに必要な書類●
- □資格取得届
- □世帯全員の住民票(個人番号除く)

◎住所や氏名を変更したとき

- ●申請手続きに必要な書類●
- □住所氏名変更届
- □被保険者証

(再交付が必要な場合:お持ちの方はその他の 証も合わせて必要)

- □世帯全員の住民票(個人番号除く)
- □世帯における保険の加入状況確認書

◎被保険者証を紛失したとき

- ●申請手続きに必要な書類●
- □再交付申請書
- □返納不能届書
- □始末書

紛失や盗難にあったときは、被保険者証を悪用されて、身に覚えのないローンを組まれる場合があります。以下の機関に連絡しておくと、被害を防ぐ有効な手段となります。

個人信用情報機関

(株) シー・アイ・シー (クレジット系)

0120-810-414

全国銀行個人信用情報センター (銀行系)

0120-540-558

日本信用情報機構 (消費者金融系)

0570-055-955

◎家族が修学のため居住地を離れるとき

- ●申請手続きに必要な書類●
- □該当届
- □在学証明書の写し

○長期入院・介護施設入所等のため居留 地を離れるとき

- ●申請手続きに必要な書類●
- □該当届
- □入所証明書等の住所が確認できる書類

◎退職等により組合員の資格を喪失する とき

- ●申請手続きに必要な書類●
- □資格喪失届
- □被保険者証(お持ちの方はその他の証も合わせて必要)
- □脱退届(資格要件を満たしているが喪失する とき)



医療機関や薬局の受付でマイナンバーカードを 顔認証付きカードリーダーにかざすだけ!

カードの顔写真を機器で確認します。
※顔写真は機器に保存されません。

今すぐ申込可能

り 利用申込はカンタン!

▼ まずは必要なものをチェック!

●申込者本人のマイナンバーカード +あらかじめ市区町村窓口で設定

申込完了*!!*

+あらかじめ市区町村窓口で設定した暗証番号 (数字4桁) **②マイナンバーカード読取対応のスマホ** (又は PC+IC カードリーダー)

③「マイナポータル AP」のインストール





STEP1 ●ブラウザで「マイナポータル」と検索し、マイナポータルへアクセスする。
※「マイナポータル AP」は閉じてください。

STEP2 ●「健康保険証利用の申込」の 「利用を申し込む」をクリックする。~

STEP3 ●利用規約等を確認して、同意する。 ※併せて、マイナポータルの利用者登録が行えます。

STEP4 ・マイナンバーカードを読み取る。 数字4桁の暗証番号を入力し、マイナンバーカードをスマホにぴったりと当てて、読み取り開始ボタンを

> マイナンバー PR キャラクター **マイナちゃん**









どんないいことがあるの?

就職・転職・引越をしても 健康保険証として ずっと使える!



あなたが同意をすれば、 初めての医療機関等でも、 今までに使った正確な薬の 情報が医師等と共有できる!



マイナポータルで



マイナポータルを通じた 医療費情報の自動入力で、 確定申告の医療費控除が



限度額適用認定証がなくても 高額療養費制度における 限度額以上の支払が免除される!



※マイナンバーカードの健康保険証利用には、IC チップの中の「電子証明書」を使うため、医療機関や薬局の受付窓口でマイナンバー(12 桁の数字)を取り扱う ことはありません。また、ご自身の診療情報がマイナンバーと紐付くことはありません。 ※現在の健康保険証が利用できなくなるわけではありません。

いつから使えるの?

● 現在

●マイナポータルで、利用申込受付中!

2021年3月 (予定)から

- ●医療機関・薬局などで、順次マイナンバーカードの健康保険証利用が可能に
- ●マイナポータルで、順次特定健診情報の閲覧が可能に

2021年10月 (予定)から

●マイナポータルで、薬剤情報・医療費情報の閲覧が可能に



マイナンバーカードの

申請はお早めに

○△病院受付

2021年分所得税の確定申告 (予定)から

●確定申告における医療費控除の手続きで、マイナポータルを通じて医療費情報を自動入力する ことが可能に

申込方法は 特設ページでも 確認できます!



健康保険証利用申込のお問い合わせ

音声ガイダンスに従って「4→2」の順にお進みください。

受付時間(年末年始を除く) 平日:9時30分~18時30分



ジェネリック医薬品(後発医薬品)は、新薬(先発医薬品)の特許が切れた後に製造販売される、新薬と同一の有効成分を同一量含み、効き目が同等な医薬品のことです。

その先には、ひろがる笑顔。



国の厳しい審査をクリア ジェネリック医薬品は、国の厳しい審査を クリアしたものだけが承認されています。 有効性や安全性、品質も新薬と同等です。

低価格で個人負担が軽くなる 新薬と同じ有効成分を使用し、開発費用が 抑えられるので、低価格です。医療の質を落と すことなく、経済的負担が軽くなります。

医療費を有効活用

個人負担の軽減だけでなく日本全体の 医療費の効率化が可能です。その医療費は 新技術や新薬の導入に活用できます。

医療保険制度を次の世代に引き継ぐ 少子高齢化が急速に進む中、現在の優れた 医療保険制度を維持し、子どもたちや次の 世代に引き継いでいくことに貢献します。

ジェネリック医薬品を希望される場合は、医師・薬剤師にご相談ください。

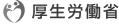
ジェネリック医薬品に関する情報は 厚生労働省 ジェネリック 検索



国民健康保険中央会



国家公務員共済組合





◆支給申請先、お問い合わせについて◆

各種申請については支部事務所が受付となります。 また必要な書類、手続き方法、支給額など不明な点が ありましたらお気軽に支部事務所までお問合せください。

支部事務所連絡先

栃木県支部	028-648-0472	鳥取県支部	0857-23-2621
山梨県支部	055-252-6481	香川県支部	087-851-4965
青森県支部	017-777-4907	徳島県支部	088-631-3977
岐阜県支部	058-274-6110	高知県支部	088-823-7369
富山県支部	076-432-9666	新潟県支部	025-250-7755
滋賀県支部	077-523-2787	岩手県支部	019-623-1571
京都府支部	075-812-8495	石川県支部	076-251-1011
岡山県支部	086-224-7777	長野県支部	026-222-8020
山口県支部	083-928-8020	福井県支部	0776-25-6108
島根県支部	0852-24-2757	沖縄県支部	098-996-3571

ご利用 ください!

全国歯科医師国民健康保険組合ホームページ https://www.zensikokuho.or.jp

組合員専用ページのパスワード $\lceil 648077 \rfloor$

全国歯科医師国民健康保険組合ホームページにも詳しいお知らせが掲載されています。各種申請書類もプリントアウトが可能ですので、どうぞご活用ください。

発 行 所 全国歯科医師国民健康保険組合 栃木県宇都宮市一の沢 2-2-5

東京事務所 東京都杉並区高円寺北 2-24-2 03-3336-8818

発 行 人 三塚 憲二

ホームページ http://www.zensikokuho.or.jp

写 真 スペイン サグラダ・ファミリア

撮 影 者 Y. S

全国歯報 No88 2021 年 5 月号